

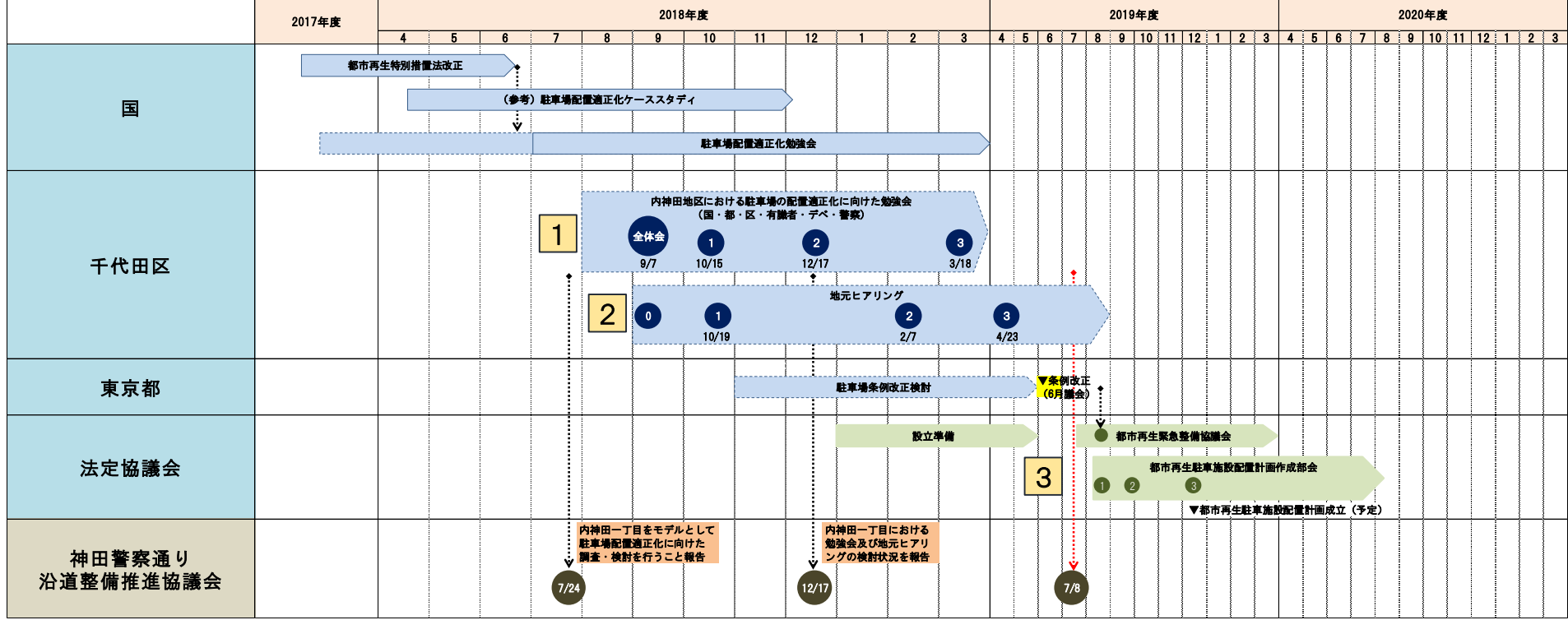
■検討経緯

- 神田については、1階が建物内駐車場関連の出入りで占められる建物、青空駐車場、路上パーキングメータが点在している状況
- 駐車場により **まちの賑わいが低下・分断** されるとともに、**街区内路地の魅力が低下**
- このような状況は、神田だけではなく日本各地の都市部における共通の課題

- このような現状を受け、国は、都市再生特別措置法を改正(2018年7月)
→ **エリア単位で駐車場地域ルールを策定**
→ **「駐車場附置義務の緩和」が可能に**

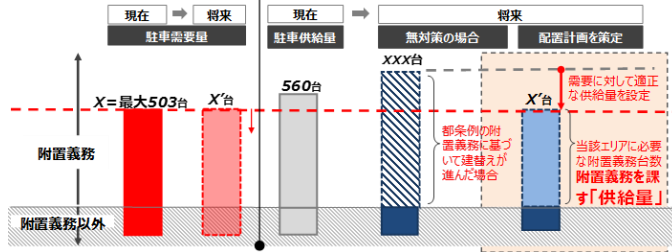
- 神田警察通り全体での検討となると、大規模・広範囲になるため、路地空間が多いことと、南北の動線の強化といったまちづくりの観点から、**内神田1丁目地区をモデル地区として検討を開始**

■スケジュール



1 内神田地区における駐車場の配置適正化に向けた勉強会

- 内神田1丁目地区をモデルとして、駐車場配置適正化に向けた勉強会を実施
- エリアの現状の駐車場供給台数と駐車場需要台数を推計し、都条例通りに建て替えが進むと駐車場の供給が過剰になることを確認
- 以上をもとに、エリアとして最低限供給すべき駐車場量を議論

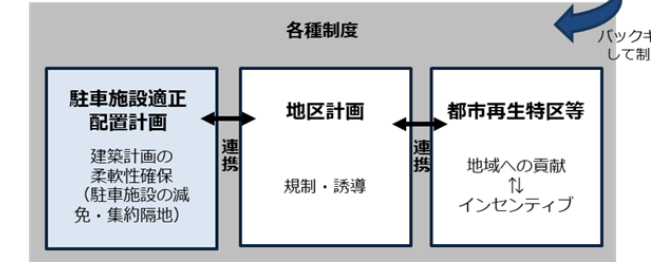
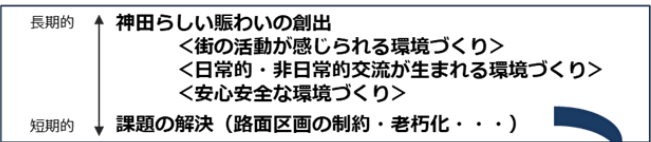


※第3回内神田地区における駐車場の配置適正化に向けた勉強会(2019. 03. 18)資料より抜粋(一部数値修正)

3 都市再生駐車施設配置計画作成部会

- 地元ヒアリング会で合意したまちの将来像を実現する課題解決手法の1つとして、駐車場配置の適正化が効果的
- 都市再生特別措置法(2018年7月改正)のもと、「秋葉原・神田地域都市再生緊急整備協議会」を立ち上げ、当協議会により「内神田1丁目地区及び南部地区都市再生駐車施設配置計画」の策定を目指す

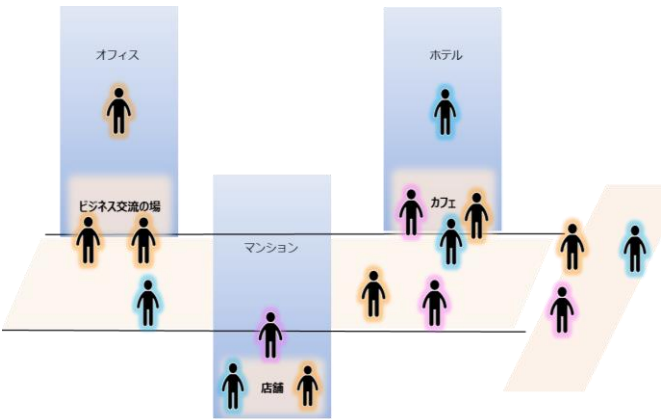
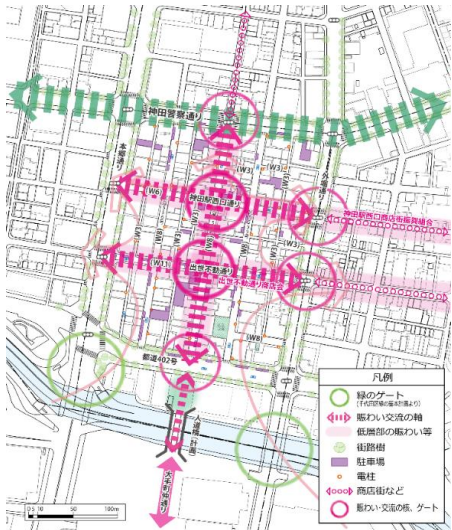
＜計画区域の将来像＞
企業や店舗が新たに進出したい・ワーカーが住みたいと感じられる
オンリーワンのまち



- ◎配置計画の効果
- ✓ 都条例による付置義務に対して、建物が附置義務対象とならなくなる、または附置義務で設置を課される台数が減る
 - ✓ 都条例に比べて、利用予定のない駐車場の整備が抑制され、1階を他の用途で活用することができる

2 地元ヒアリング会

- 内神田1丁目地区における街の現状と駐車場の課題を認識
 - 1階部分が駐車場で占められる建物、青空駐車場、路上パーキングメーター等が点在
 - 駐車場により街の賑わいが低下・分断されている
- 路面レベルにオープンな用途を誘導することで、人の賑わいを感じられる歩行者優先のまちを目指していく
旨合意



※第3回地元ヒアリング会(2019. 04. 23)資料より抜粋